

平成 27 年度 小規模多機能型居宅介護事業の経営状況について

福祉医療機構のデータに基づき、平成 27 年度の小規模多機能型居宅介護事業の経営状況について分析を行った。

平成 27 年度は介護報酬改定により基本報酬が減少したが、小規模多機能型居宅介護事業では加算が充実したことなどにより、登録者 1 人 1 月当たりサービス活動収益は上昇し、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は 1.0% で前年度の 0.5% からわずかながら好転していた。

平成 27 年度における赤字の施設の割合は 47.9% であり、約半数は厳しい経営状況にあった。また、2 事業年度連続でデータが存在する施設を比較したところ、赤字から黒字へ転換した施設は 12.2% で、そうした施設では登録率の上昇、定員の拡大、訪問の年間延べ利用者数の増加という特徴がみられた。

平成 27 年度介護報酬改定に伴い定員の上限が 25 人から 29 人に拡大されたが、これを受けて定員を 25 人から 29 人に拡大した施設では、定員拡大前に比べ赤字施設の割合は 44.4% から 27.8% に低下し、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は 2.8% から 7.5% に上昇するなど、定員の拡大は経営状況の好転に繋がっていた。

新たに設定された訪問体制強化加算について、訪問の年間延べ利用者数が 2,400 人以上の施設を訪問体制強化加算算定施設（算定要件：月 200 回以上の訪問の実施等）とみなし、訪問の延べ利用者数が 2,400 人以上と 2,400 人未満の施設とで比較したところ、延べ利用者数 2,400 人以上の施設のサービス活動収益対サービス活動増減差額比率は 6.3% で、延べ利用者数 2,400 人未満の施設は△1.9% と、顕著な差がみられた。また、訪問の延べ利用者数 2,400 人以上の施設のほうが赤字施設の割合もかなり低い状況となった。

在宅生活を継続するための柔軟な支援が可能である小規模多機能型居宅介護事業のさらなる普及・発展のためにも、高い登録率の維持を前提とし、ニーズに応じた定員の拡大、訪問回数を増やし訪問体制強化加算を積極的に算定していくことが、安定経営に有効な要素になると考えられる。

はじめに

福祉医療機構（以下「機構」という。）では、毎年度、貸付先の経営状況について調査を行っており、このほど、平成 27 年度の小規模多機能型居宅介護事業（以下「小規模多機能」という。）の経営状況について、開設 1 年以上経過している 336 施設を対象とし、分析を行った。

1. サンプルの属性

1.1 定員数

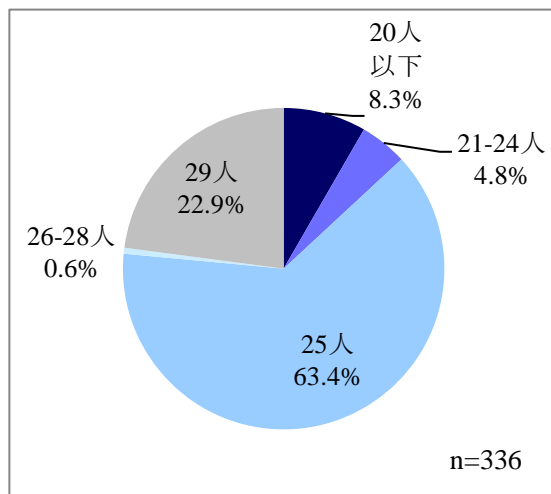
平成 27 年度に新たに設定された上限定員の

29 人が 22.9%、定員 26～28 人が 0.6%、定員 25 人が 63.4%、定員 21～24 人が 4.8%、定員 20 人以下が 8.3% であった（図表 1）。

1.2 利用者の平均要介護度

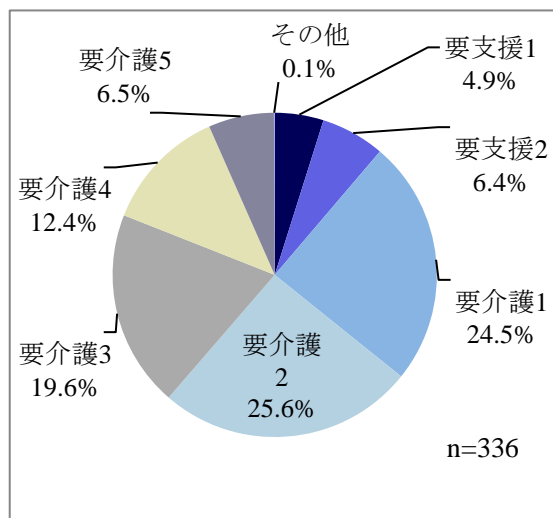
利用者の平均要介護度は 2.17 であった。内訳は、要介護 2 がもっとも多く 25.6%、次いで要介護 1 が 24.5%、要介護 3 が 19.6% であった。要介護 4、要介護 5 は合わせて 20% 弱であった（図表 2）。

(図表 1) 定員数の割合



資料出所：福祉医療機構 注) 数値は四捨五入しているため、合計・差額が一致しない場合がある。(以下、記載がない場合は同じ)

(図表 2) 利用者の平均要介護度



2. 機能性・収支の状況

【サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は1.0%でわずかながら好転】

小規模多機能は定員 25 名で通いを中心として訪問・宿泊が可能なサービスとしてスタートした地域密着型サービスの一つであるが、小規模のため採算が取りづらいこと等を踏まえ、平成 27 年度介護報酬改定にて定員の上限が見直

され、29 人へと引上げられた。そのことが影響し、平成 27 年度の平均定員数は 25.3 人と前年度から 0.7 人増加していた (図表 3)。

登録率は前年度から 3.9 ポイント低下したが、登録者 1 人 1 月当たりサービス活動収益は 6,722 円上昇し、229,171 円となった。他の介護サービスと同様、小規模多機能においても平成 27 年度介護報酬改定により基本報酬はマイナスとなったが、サービス活動収益は 394 千円増加していた。総合マネジメント体制強化加算や訪問体制強化加算などの新設された加算をはじめとし、要件が一部緩和された加算もあったことから、基本報酬の減収分を新たな加算の算定などで補っていたと推察される。

費用面については、従事者 1 人当たり人件費が 104 千円上昇し 3,443 千円となっていた。これは同報酬改定にて手厚くされた介護職員の処遇改善に対応したことが主な要因であると考えられる。従事者 1 人当たり人件費の上昇により費用は増加したが、サービス活動収益も増加したため、人件費率は 74.7% で前年度と横ばいであった。

結果として、平成 27 年度のサービス活動収益対サービス活動増減差額比率 (以下「サービス活動増減差額比率」という。) は、1.0% で、前年度の 0.5% に比べてわずかながら好転していた。

なお、厚生労働省の平成 28 年度介護事業経営概況調査の報告によると、平成 27 年度介護報酬改定の影響を受け、多くの介護サービス事業の経営状況が悪化していたのに対し、小規模多機能は収支差率が 5.2% から 5.4% に上昇しており、機構の結果と同様、やや好転する結果となっていた。



(図表 3) 平成 26 年度・平成 27 年度 小規模多機能型居宅介護事業の経営状況 (平均)

区 分		平成 26 年度 n=223	平成 27 年度 n=336	差 H27-H26
平均定員数	人	24.5	25.3	0.8
登録率	%	78.4	74.4	△ 4.0
平均要介護度		2.17	2.17	△ 0.0
登録者 1 人 1 月当たりサービス活動収益	円	222,449	229,171	6,722
1 施設当たり従事者数	人	11.46	11.22	△ 0.24
登録者 10 人当たり従事者数	人	5.96	5.97	0.01
サービス活動収益	千円	51,335	51,728	394
サービス活動費用	千円	51,082	51,202	120
サービス活動増減差額	千円	253	526	273
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,340	3,443	104
人件費率	%	74.6	74.7	0.1
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	0.5	1.0	0.5

3. 黒字施設と赤字施設別の経営状況

3.1 黒字施設と赤字施設別の経営状況

【赤字施設の割合は全体の 47.9% で約半数は厳しい経営状況。黒字施設は登録者 1 人 1 月当たりサービス活動収益、登録率が赤字施設を大きく上回る】

平成 27 年度の黒字施設の割合は 52.1%、赤字施設は 47.9% であった。赤字施設の割合は前年

度から 1.0 ポイント低下したものの、約半数の施設が赤字経営で厳しい状況にあった (図表 4)。

登録率は黒字施設が 80.5%、赤字施設が 67.6% で、登録者 1 人 1 月当たりサービス活動収益は、黒字施設が赤字施設を 16,589 円上回る 236,266 円であり、大きく差が開いていた。

(図表 4) 平成 27 年度 小規模多機能型居宅介護事業の経営状況 黒字・赤字別 (平均)

区 分		黒字施設 n=175	赤字施設 n=161	差 黒字-赤字
平均定員数	人	25.7	24.8	0.8
登録率	%	80.5	67.6	12.9
平均要介護度		2.24	2.08	0.16
登録者 1 人 1 月当たりサービス活動収益	円	236,266	219,677	16,589
1 施設当たり従事者数	人	11.42	11.00	0.41
うち看護職員	人	1.00	0.87	0.13
登録者 10 人当たり従事者数	人	5.53	6.56	△ 1.03
サービス活動収益	千円	58,593	44,266	14,327
サービス活動費用	千円	50,852	51,582	△ 730
従事者 1 人当たり人件費	千円	3,391	3,503	△ 112
人件費率	%	66.1	87.1	△ 21.0
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	13.2	△ 16.5	29.8
併設型施設の割合	%	67.4	60.9	6.6

また、1 施設当たり従事者数を比較すると、わずかに黒字施設のほうが多く、看護職員数については、黒字施設が 1.00 人、赤字施設は 0.87 人となっていた。看護職員に関わる加算に、「看

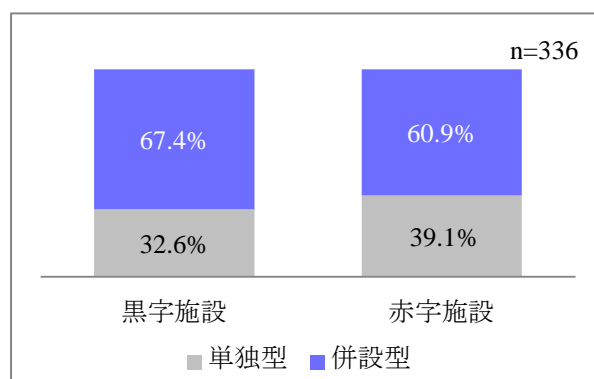
護職員配置加算」や「看取り連携体制加算」がある。このうち看護職員配置加算は看護職員を常勤換算で 1 人以上配置していれば算定要件の

一つを充足するため、黒字施設にはこの加算要件を満たしているものが多いと考えられる。

小規模多機能は在宅生活を支える事業の一つとして、要支援1の軽度者から利用することが可能であるが、昨今は特別養護老人ホームを含む入所系の施設のように、中重度者の利用や看取りを行う機会が増えていると聞く。そこで、平均要介護度をみてみると、図表4にみられるように黒字施設のほうが高いことから、黒字施設のほうが中重度者の受入れがやや多く、看取り等医療的なケアの必要性も高いと考えられる。そしてそれに応じた看護職員の配置となっているため、加算の算定が可能となり、結果として黒字施設のほうが、登録者1人1月当たりサービス活動収益が高めになっていると推察される。

なお、施設形態の違いとして、同一建物および同一敷地内に小規模多機能以外の他の施設・事業を運営している施設（以下「併設型」という。）に着目したところ、黒字施設のほうが併設型の割合が高く、67.4%であった（図表5）。

（図表5）併設型施設の割合（黒字・赤字別）



一般的に併設型の小規模多機能には、認知症高齢者グループホーム（以下「GH」という。）、地域密着型特別養護老人ホーム、通所介護（以下「デイ」という。）等の併設が多いといわれている。併設型であれば、例えば、生活介助や見守りの必要性が強くなったデイの利用者がいる

場合、デイに加えて訪問と宿泊を利用することができる小規模多機能への移行を提案することや、在宅生活の継続が困難になった利用者をGHへの入所に繋げるなど、事業所が一体となり運営することで利用者の容体や希望にあわせた切れ目のない支援をスムーズに提供することが可能であるといえよう。

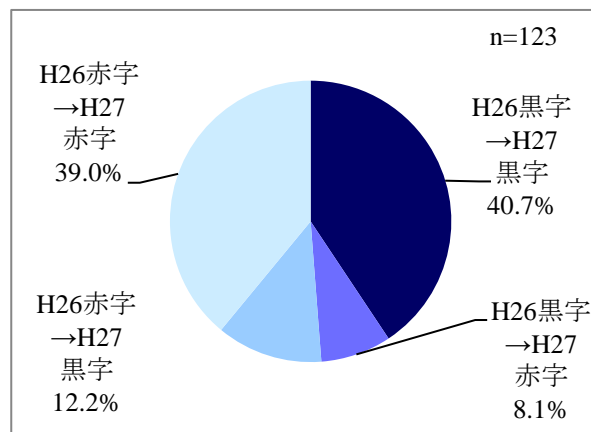
なお、小規模多機能に切り替えるとケアマネジャーの変更や、併用できないサービス（デイ等）があることから、利用者や家族にとっては不安に感じることがあるかもしれない。しかし、併設型は環境の変化が少なく、職員の存在にも馴染みがあることから、利用者の不安感を軽減させ、安心してサービスを継続できる要素になると考えられる。当然、小規模多機能の利用者確保の策としても有効であろう。

3.2 赤字から黒字へ転換した施設の状況

【12.2%の施設が赤字から黒字に転換。登録率の高さ、定員の拡大、訪問体制強化加算が増収の要因】

平成26年度および27年度の2事業年度連続でデータが存在する施設（123施設）のうち、12.2%の施設は赤字から黒字へと転換していた（図表6）。

（図表6）黒字・赤字の転換状況





赤字から黒字へ転換した施設（以下「黒字転換施設」という。）の平均定員数は、前年度に比べて2.1人多い26.7人で、黒字転換施設の半数は定員25人から29人に拡大していた(図表7)。黒字転換前の平成26年度の登録率は81.9%で、平成26年度全体の登録率78.4%と比べて高めではあったが、平成27年度はさらに上昇し、85.4%となった。以上のことから、定員の増加、登録率の上昇が相乗的に効果を発揮し、結果として黒字に転換したものと考えられる。

なお、平成27年度介護報酬改定にて、小規模多機能の定員に余剰がある場合、登録者でない者にも空床を活用したショートステイが提供可能となった。登録率の維持・上げが困難な際は、こういった柔軟なシステムを活用することも有効であろう。ニーズを発掘すると同時に、収益を確保し、その後の小規模多機能の利用に繋がられるよう努めることが求められるだろう。

さらに、小規模多機能で実施される3つのサービス（宿泊・通い・訪問）の年間延べ利用者数をみると、黒字転換施設は定員の拡大および登録率の上昇などにより、前年度に比べて利用者数は増加し、とくに訪問の年間延べ利用者数が大きく増加した。登録率が上昇すれば自ずと訪問先も増加することから、登録率と利用回数の増加が互いに影響し合うことで、結果として収益の増加に繋がったといえる。

なお、黒字転換施設における訪問の年間延べ利用者数は2,403人であったことから、平成27年度に新設された訪問体制強化加算¹の算定要件（月200回以上訪問を実施すること等）をクリアしていた可能性が高いといえる。つまり、年間を通して訪問体制強化加算を算定していることが、収益増となり、黒字に転換する決め手の一つになったと推察される。

(図表7) 平成26年度・平成27年度 黒字転換施設の転換前後の経営状況（平均）

区 分		H26 (赤字) n=15	H27 (黒字) n=15	差 H27-H26
平均定員数	人	24.6	26.7	2.1
登録率	%	81.9	85.4	3.5
平均要介護度		2.03	2.11	0.08
登録者1人1月当たりサービス活動収益	円	211,940	231,216	19,276
宿泊年間延べ利用者数	人	1,581	1,775	194
通い年間延べ利用者数	人	3,442	3,889	448
訪問年間延べ利用者数	人	1,059	2,403	1,344
1施設当たり従事者数	人	11.65	11.91	0.26
サービス活動収益	千円	51,261	63,369	12,107
サービス活動費用	千円	53,911	55,989	2,077
従事者1人当たり人件費	千円	3,504	3,625	121
人件費率	%	79.7	68.1	△11.5
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	%	△5.2	11.6	16.8

4. 平成27年度介護報酬改定の有効活用ポイント

4.1 定員の拡大

【定員拡大後の赤字施設の割合は44.4%か

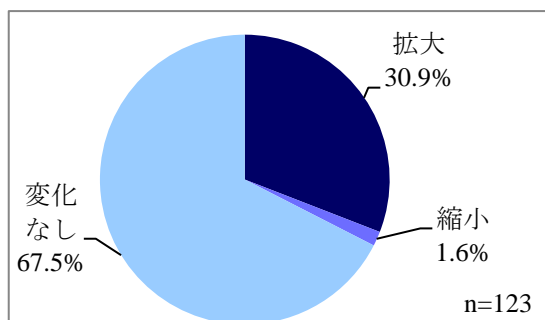
ら27.8%に低下。安定経営を目指すには定員の拡大が必要】

平成26年度の平均定員数は、当時の上限であった定員25人の施設が9割を占めていたが、平

¹ 訪問体制強化加算 月1,000単位。要件：訪問担当する常勤の従事者を2名以上配置していること。1月当たり延べ訪問回数が200回以上であること。ただし当該事業所と同一建物に集合住宅を併設する場合は、登録者の総数のうち同一建物以外の利用者の占める割合が50%以上であって、かつ、その登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。なお、すべての営業日・時間において常時訪問を担当する常勤の従事者を2名以上配置する必要はない。

成 27 年度介護報酬改定に伴い定員の上限が 29 人に引き上げられたこともあり、平成 26 年度および平成 27 年度の 2 事業年度連続でデータが存在する施設（123 施設）のうち、約 3 割の施設は定員を拡大していた（図表 8）。

（図表 8）平成 27 年度 定員数の変化状況



ここで、定員 25 人から 29 人に拡大した施設（以下「定員 29 人施設」という。）と、定員 25 人を維持していた施設（以下「定員 25 人施設」という。）における平成 27 年度の経営状況の比較を行ったところ、登録率については定員 29 人施設が 82.9%で、定員 25 人施設に比べて 8.9 ポイント上回っていた（図表 9）。定員 29 人施設は定員 25 人施設に比べ平均要介護度が 0.10 低いことなどもあり、登録者 1 人 1 月当たりサービス活動収益は 8,678 円下回っていたが、定員数が多いことと、登録率の高さが影響し、サービス活動収益は定員 25 人施設を 12,794 千円上回っていた。

（図表 9）平成 27 年度 定員 29 人施設と定員 25 人施設の経営状況（平均）

区 分	定員 29 人施設 (定員 25→29 人) n=36	定員 25 人施設 (定員 25→25 人) n=71	差 定員 29 人施設 - 定員 25 人施設
登録率	82.9	74.1	8.9
平均要介護度	2.08	2.18	△ 0.10
登録者 1 人 1 月当たりサービス活動収益	221,696	230,374	△ 8,678
1 施設当たり従事者数	12.14	11.44	0.70
サービス活動収益	63,996	51,202	12,794
サービス活動費用	59,215	52,169	7,046
従事者 1 人当たり人件費	3,669	3,462	207
人件費率	69.6	77.4	△ 7.7
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	7.5	△ 1.9	9.4
赤字割合	27.8	54.9	△ 27.2

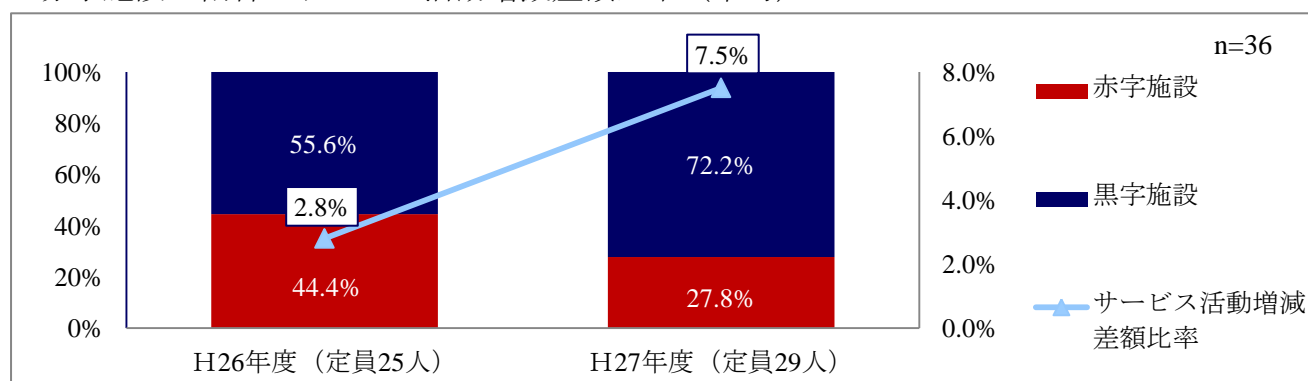
また、従事者 1 人当たり人件費は、定員 29 人施設が 3,669 千円（対前年度 294 千円増）、定員 25 人施設が 3,462 千円（対前年度 215 千円増）でどちらも人件費単価は上昇していたが、サービス活動収益がより高い定員 29 人施設のほうが人件費単価の上昇が大きかった。したがって、定員 29 人施設は定員の拡大が増収に影響し、経営が安定したことで職員への還元も大きかったのではないかと推察される。

なお、定員 29 人施設における平成 26 年度と

平成 27 年度の状況（定員拡大前後）についても比較したところ、定員拡大前（定員 25 人）では赤字施設の割合が 44.4%、サービス活動増減差額比率が 2.8%であったのに対し、定員拡大後（定員 29 人）では赤字施設の割合は 27.8%に低下し、サービス活動増減差額比率は 7.5%に上昇していた（図表 10）。

以上のことから、安定した施設経営を考えるうえで、ニーズに応じて定員規模を拡大し、収益の増加を図ることが重要であると推察される。

(図表 10) 平成 26 年度・平成 27 年度 定員 29 人施設の定員拡大前後における黒字・赤字施設の割合とサービス活動増減差額比率 (平均)



4.2 訪問体制強化加算の算定

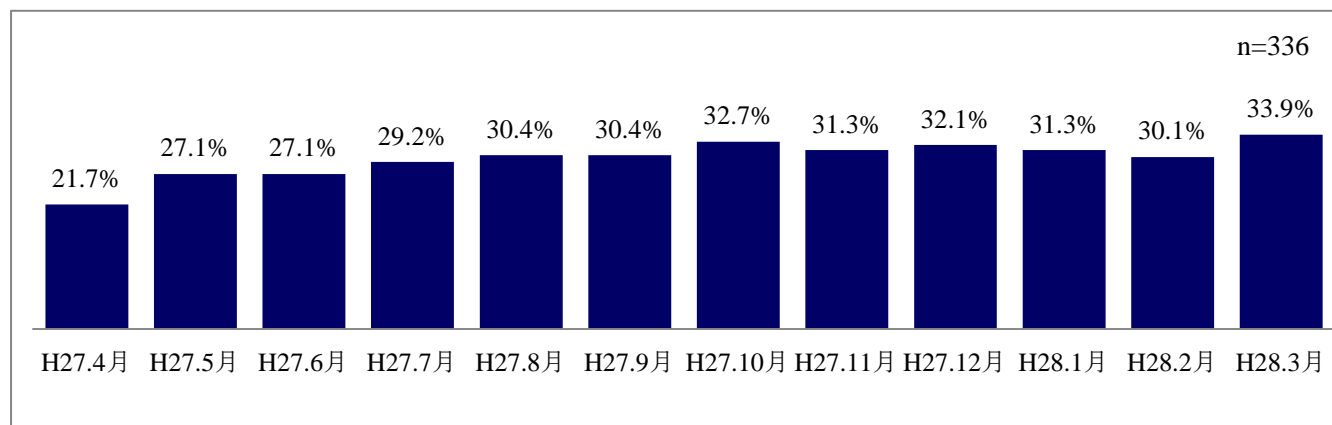
【訪問体制強化加算の算定が可能な施設におけるサービス活動増減差額比率は 6.3%、赤字施設の割合は 33.7%で安定した施設が多い】

平成 27 年度の介護報酬改定では、「訪問体制強化加算」(月 1,000 単位)が新設され、小規模多機能のサービスのうち利用定員が設けられていない訪問サービスが評価される仕組みとなった。前章の黒字・赤字施設別の分析でも、黒字転換施設の訪問の利用状況は、訪問体制強化加算を算定できると考えられる水準であったことから、本節では訪問サービスの年間の利用人数に着目し、その経営状況についてみていくこととする。

まず、平成 27 年度の訪問の実施状況について、1 月に延べ 200 人以上実施している施設の割合を月別に比較したところ、平成 27 年度介護報酬改定直後の 4 月時点は 21.7%であり、年間でもっとも小さかった(図表 11)。しかし、加算の算定を目指し、ニーズの発掘や職員配置を工夫する等の経営努力がなされていたためか、改定後の 4 カ月間で訪問に積極的に取り組む施設の割合は増加し、年度末の 3 月時点ではもっとも多い 33.9%と、1 年で 12.2 ポイントの上昇となった。

なお、訪問の延べ利用者数の年間合計が 2,400 人以上(1 月 200 人以上×12 カ月)で訪問体制強化加算を算定可能であった施設は全体の 30.1%に及んだ。

(図表 11) 平成 27 年度 訪問 1 月延べ利用者数 200 人以上の施設割合 月別推移





そこで、訪問延べ利用者数の年間合計が2,400人以上の施設（以下「グループA」という。）と、年間合計2,400人未満の施設（以下「グループB」という。）で比較を行ったところ、グループAの登録率は、グループBを12.1ポイント大きく上回る82.7%であり、登録者1人1月当たりサービス活動収益についてもグループBを11,253円上回る236,547円であった（図表12）。

訪問の利用が多いグループAは、訪問に配置する人手が必要となるため、1施設当たり従事者数はグループBを1.57人上回っていた。また、従事者1人当たり人件費についてもグループAのほうがグループBより193千円高いため、人件費についてはグループAが7,679千円上回っていたが、それ以上に収益を確保できていることから、人件費率は71.9%でグループBを4.3ポイント下回っていた。

その結果、グループAのサービス活動増減差額比率は6.3%、赤字施設の割合は3割程度で、グループBよりも安定経営の傾向がみられた。

訪問を強化し新設された訪問体制強化加算を算定することは、小規模多機能を運営していくうえで重要な要素になるといえる。日中のデイを実施しながら、1月200回以上の訪問を実施するためには、デイの送迎に併せた訪問や、1人で服薬することが難しい利用者に対する服薬管理としての1日数回の訪問など、利用者が安心して在宅生活を継続し、それを支えられるように必要に応じた訪問を行っていくことが肝要といえよう。

なお、当該加算の算定には訪問を担当する常勤の従事者を2名以上配置することが要件となるが、すべての営業日・時間において常時訪問担当の常勤の従事者を2名以上配置する必要はないことに留意し、体制が整っているのであれば積極的に算定されることを期待したい。

（図表12）訪問年間延べ利用者数2,400人以上の施設（グループA）と2,400人未満の施設（グループB）の状況（平均）

区 分	年間2,400人以上 (グループA) n=101	年間2,400人未満 (グループB) n=235	差 (グループA)－ (グループB)
平均定員数	人 26.0	24.9	1.1
登録率	% 82.7	70.7	12.1
平均要介護度	2.23	2.14	0.09
登録者1人1月当たりサービス活動収益	円 236,547	225,294	11,253
宿泊年間延べ利用者数	人 1,574	1,584	△10
通い年間延べ利用者数	人 4,033	3,462	572
訪問年間延べ利用者数	人 4,126	940	3,186
1施設当たり従事者数	人 12.32	10.75	1.57
サービス活動収益	千円 61,196	47,659	13,538
サービス活動費用	千円 57,357	48,556	8,801
人件費	千円 44,005	36,326	7,679
サービス活動増減差額	千円 3,839	△898	4,737
従事者1人当たり人件費	千円 3,573	3,380	193
人件費率	% 71.9	76.3	△4.3
サービス活動収益対サービス活動増減差額比率	% 6.3	△1.9	8.2
赤字割合	% 33.7	54.0	△20.4



おわりに

平成 27 年度介護報酬改定にて多くの介護サービスの経営が悪化していた状況で、小規模多機能についてはわずかではあるが好転していた。いまだ約半数は赤字施設で厳しい経営状況であるが、平成 27 年度介護報酬改定に伴い、充実した加算もあることから、今後経営が好転するしていくよう促されている事業の一つであるといえよう。

小規模多機能の安定した経営を目指すためには、高い登録率を維持することを前提として、ニーズに応じて定員を拡大すること、そして訪問体制強化加算を算定することがポイントであると考えられる。

在宅生活を継続するための柔軟な支援が可能である小規模多機能の普及・発展を促したい国の意向が表れていたような今回の改定を踏まえ、小規模多機能は地域密着型サービスのなかでも注目すべき事業である。今回の介護報酬改定で充実した加算を積極的に算定し、安定経営を目指していくことが望まれる。

- ※ 本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、借入など何らかの行動を勧誘するものではありません
- ※ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、情報については、その完全性・正確性を保証するものではありません
- ※ 本資料における見解に関する部分については、著者の個人的所見であり、独立行政法人福祉医療機構の見解ではありません

《本件に関するお問合せ》

独立行政法人福祉医療機構

経営サポートセンター リサーチグループ

TEL : 03-3438-9932 FAX : 03-3438-0371